

東京都市計画 第一種市街地再開発事業の変更 (東京都知事決定)

石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。 [] は全幅員

名 称		石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業							
施行区域面積		約1.6ha							
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考		
		幹線街路	補助幹線街路132号線	8m [16m]	約190m	—	都市計画決定済		
		区画街路	練馬区画街路第4号線	9～20m [15～20m]	約210m	—	都市計画決定済 一部変更 既存道路の拡幅		
				練馬区石神井町二丁目、石神井町三丁目及び 石神井町四丁目各地内に面積約2,900㎡の 交通広場を設ける。					
		練馬区道第138号線	6m [6m]	約50m	—	既存道路の拡幅			
建築物の整備	街区番号	建 築 物		敷地面積に対する		主 要 用 途	建 築 物 の 高さの限度	備 考	
		建 築 面 積	延べ面積 (容積対象面積)	建築面積の割合	建築物の延べ 面積の割合				
		1-1	約6,000㎡	約53,000㎡ (約41,500㎡)	約8／10	約55／10	高層部:住宅 低層部:公益施設、店舗 事務所、駐車場	高層部 110m 低層部 30m	駐車場約430台 うち 1-1街区 に都市計画駐 車場 約270台)
		1-2	約880㎡	約4,000㎡ (約3,500㎡)	約8／10	約55／10	店舗、スポーツ施設、 駐車場	30m	

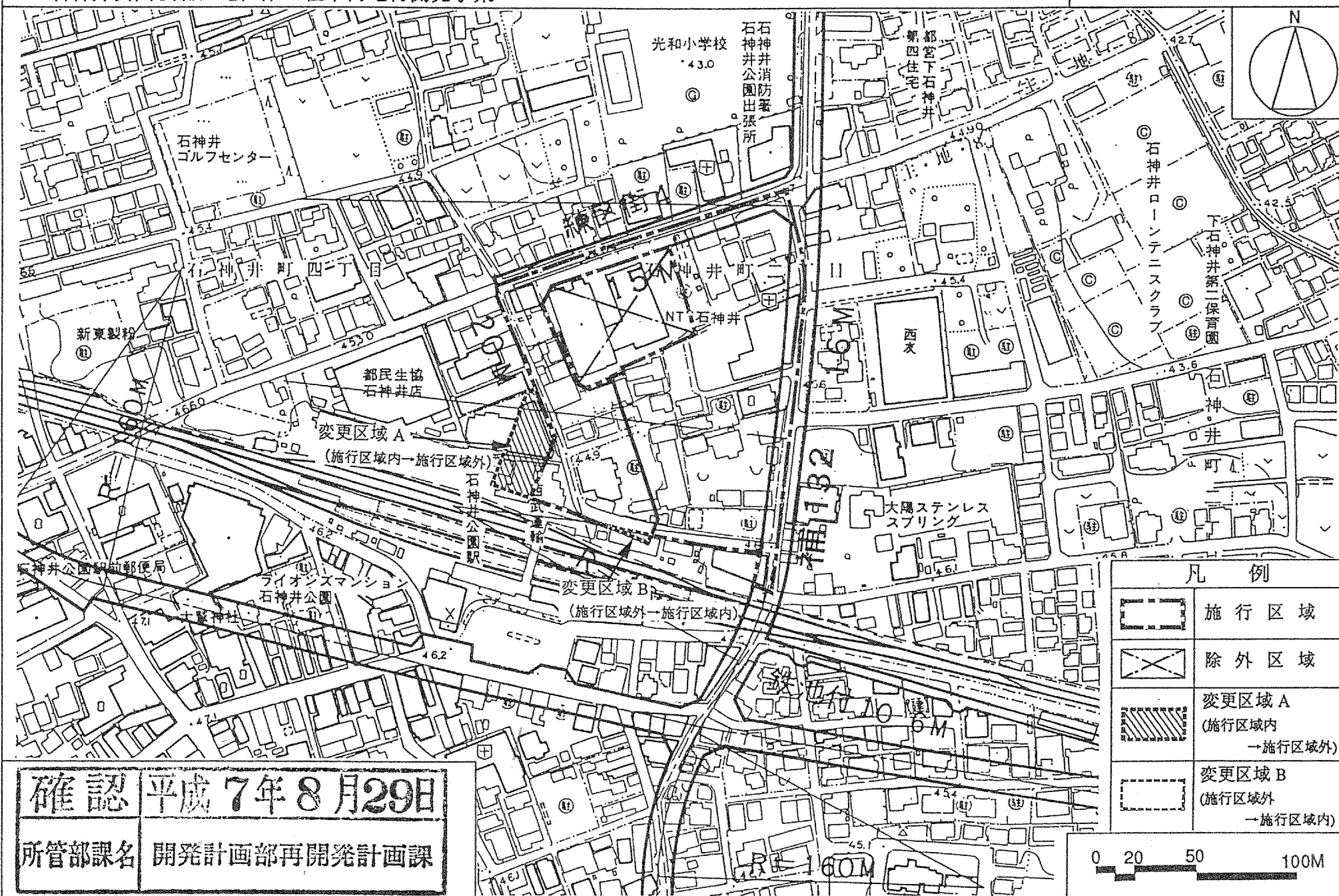
参 考	街区番号	高 度 利 用 地 区 の 制 限 内 容				
	1－1	最高限度規制 ・容 積 率 …… 55／10以下 ・建ぺい率 …… 8／10以下		最低限度規制 ・容 積 率 …… 20／10以上 ・建築面積 …… 200㎡以上		壁面の位置の制限 ・1 m、2 m及び4 m
	1－2					
建 築 敷 地 の 整 備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	1－1	約7,600㎡	道路に沿った敷地内に、歩道状の空地を整備する。			
	1－2	約1,100㎡				
住 宅 建 設 の 目 標			戸 数	面 積	備 考	
			約290戸	約30,000㎡		

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び壁面の位置の限度は計画図表示のとおり」

〔理由〕 駅前低密度市街地を公共施設の整備と併せ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため決定したものであるが、都市計画駐車場の決定及び都市計画道路〈交通広場〉の位置及び形状変更に伴い、都市計画を変更する。

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業

計画図(1) 施行区域図

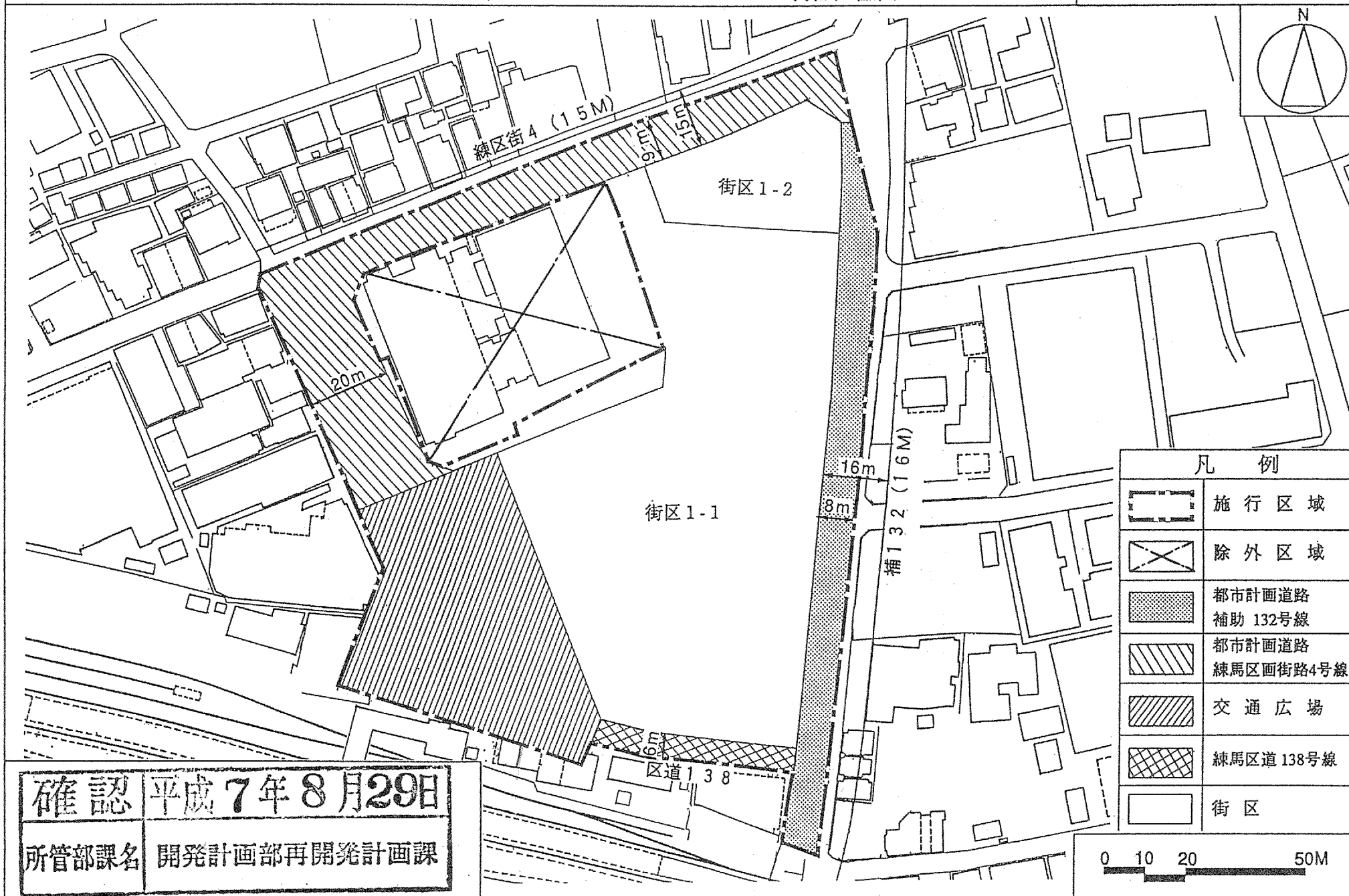


確認 平成 7 年 8 月 29 日

所管部課名 開発計画部再開発計画課

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業

計画図(2) 公共施設の位置・
街区配置図

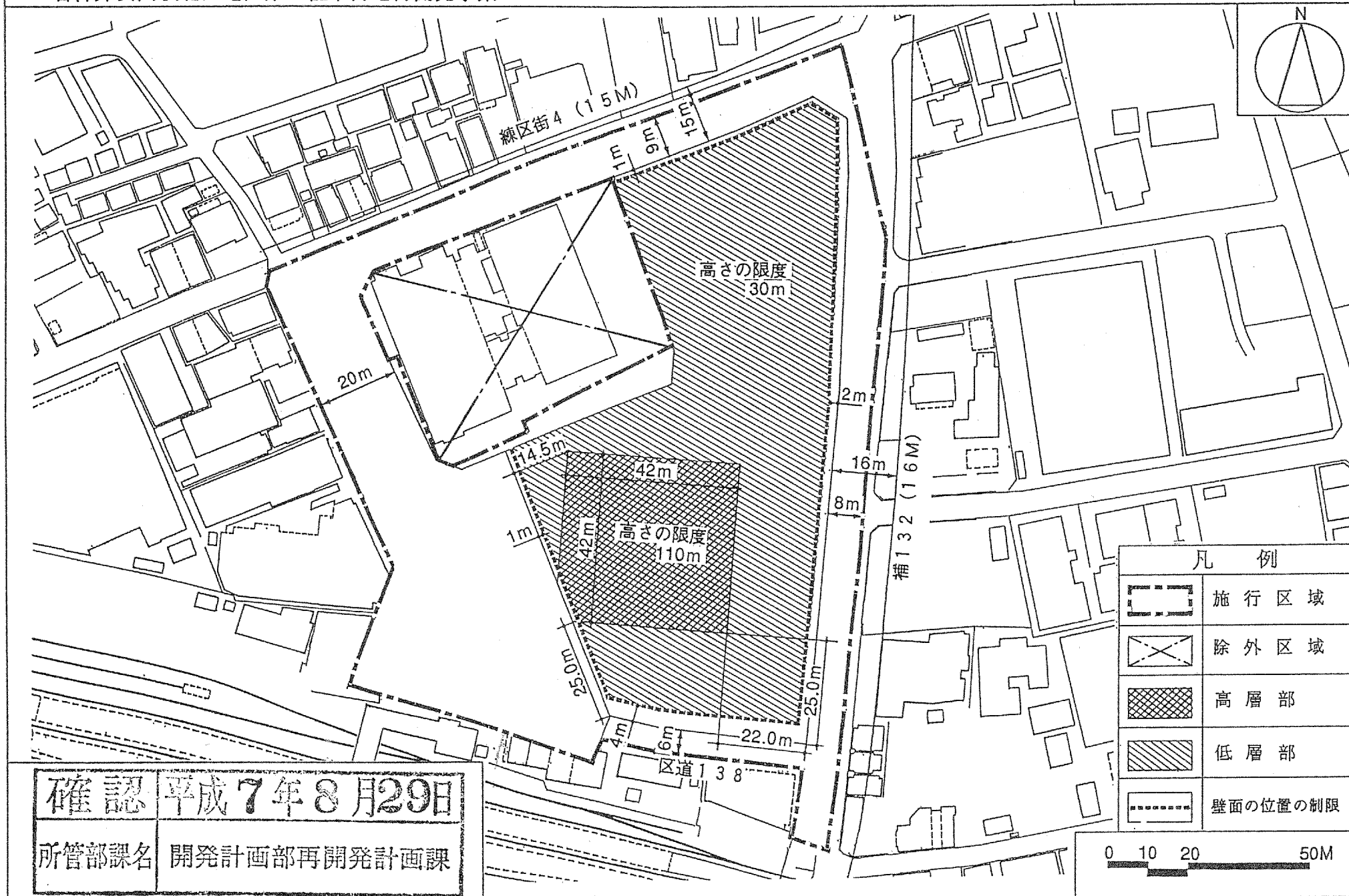


確認 平成7年8月29日

所管部課名 開発計画部再開発計画課

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業

計画図 (3) 建物高さの限度・
壁面の位置の限度図



確認 平成7年8月29日

所管部課名 開発計画部再開発計画課